

## 【別紙 1】 調査成果の概要

竹島（現在の鬱陵島）で亡くなった伯耆高田屋の又蔵について

### 1. 調査者

船杉力修 島根大学法文学部准教授（歴史地理学）

升田 優 島根県竹島問題研究顧問

### 2. 調査期間 2020年3月～2022年1月

### 3. 調査場所 琴浦町、米子市、島根県浜田市、兵庫県洲本市、神戸市、国立国会図書館（東京都）など

### 4. 特記事項

#### (1) はじめに：八橋の伯耆高田屋について

八橋（琴浦町）の高田屋喜兵衛は、元文 5（1740）年淡路国三原郡堺村（現在兵庫県洲本市五色町）の農家喜左衛門の二男として生まれ、宝暦 4（1754）年、廻船業を志して、摂津国兵庫津西出町（現在兵庫県神戸市兵庫区）に出て、船主和泉屋伊兵衛に身を寄せて、水主となった。宝暦 6（1756）年下関廻船に従事し、屋号を堺屋とした。宝暦 7（1757）年には、下関を迂回し、山陰地方へ進み、因幡国鳥取藩の御蔵に灘五郷の酒を収め、登りは米等を積んで、兵庫津で売りさばいた。宝暦 8（1758）年には和泉屋手船の船頭となった。また、鳥取藩家老津田家の八橋城で上女中として働いていた貞代と結婚し、八橋に新居を構えた。明和 6（1769）年には鳥取藩主より内山姓の苗字と帯刀を許され、御用船頭、御用達となった。その後、倉吉城、松江藩、米子城、浜田藩の御用商人にもなったとされる。

高田屋嘉兵衛の母久利と、喜兵衛の兄喜十郎の妻らくとは姉妹で、堺屋喜兵衛と高田屋嘉兵衛は姻戚関係にあった【別紙 2】。天明 4（1784）年には、嘉兵衛の長弟嘉蔵が廻船業を志して、喜兵衛に身を寄せて水主となり、寛政元（1789）年嘉兵衛も喜兵衛に身を寄せて、廻船業を志して、水主となった。寛政 7（1795）年には、嘉兵衛は和泉屋伊兵衛の沖船頭（雇われ船頭）として、北前船に乗ることとなった。さらに同年喜兵衛は屋号を堺屋から高田屋に改め、いわゆる伯耆高田屋の初代となったとされる。

堺屋喜兵衛は、嘉兵衛兄弟全部の面倒をみたので、兄弟たちは廻船業を身につけることができ、また、喜兵衛には 5 人の息子がいたが、この兄弟たちも嘉兵衛の兄弟と協力して、高田屋を支えたとされている【別紙 2】。すなわち、嘉兵衛の廻船業者としての活躍は、喜兵衛とともに、両高田屋の相互扶助の協力体制をしいたものであったとされる。

兵庫西出町の本店は、表間口 30 間余、奥行 12 間で、兵庫川崎浜（東出町）には間口 20 間の廻船倉庫が 12 軒あり、寛政 7（1795）年以降は、嘉兵衛とともに共同使用したとされる。また、八橋東町の本宅は表間口 9 間、奥行 15 間余で、廻船倉庫が 3 軒あったとされる（北山学「高田屋嘉兵衛を育てた堺屋喜兵衛について」、あわじ 9 号、1992 年）。

伯耆高田屋のうち、初代喜兵衛の三男又蔵が竹島（現在の鬱陵島）で亡くなったことに

については、これまで地元鳥取県琴浦町及び、高田屋の出身地である兵庫県洲本市五色町の研究者によって明らかにされてきたが、今回、伯耆高田屋の子孫の内山家、菩提寺大経寺、地元関係者など、鳥取県琴浦町での現地調査、そして高田屋の出身地である洲本市五色町等での現地調査を通じて、改めて裏付け調査を実施した。

なお、安政 4 (1857) 年 1 月の大火で八橋東町が全焼し、家財のほか、高田屋伝記系図など史料が全焼し、また菩提寺大経寺も類焼して、過去帳が焼失したという。

## (2) 伯耆高田屋、内山家の過去帳での高田屋又蔵の記載

まず、高田屋又蔵については、内山家所蔵の過去帳に記載がある。過去帳の表題は、『高田屋家・内山家過去帖』で、内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (明治以降は内山喜平。嘉永 2 (1849) 年～大正 10 (1921) 年) の次男である、内山房太郎 (大阪在住、明治 16 (1883) 年生) が昭和 31 (1956) 年にまとめたものである【別紙 3】。内山房太郎は、大峰修験道寺門派の僧で、僧名は眞順である。

内山房太郎は、昭和 30 年代前半に、『伯耆八橋郡八橋町高田屋家略譜』、『伯耆国八橋郡高田屋家系譜うつし』、『和田姓堺屋喜兵衛実伝記』など、伯耆高田屋の来歴をまとめた文献をまとめ、そのコピーが子孫の内山家に残っている。これらは、父である内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (明治以降は内山喜平) から聞いた話と、房太郎が収集した各種文献に基づいて作成されている。このうち、後者の各種文献については、史料批判もせず、父の口述に直接当てはめたものが多く、史実と言えないものが多いので、注意を要する。調査では、できるだけ他の史料から裏付け調査を実施することにした。

過去帳では、内山家初代高田屋喜兵衛の三男又蔵について、次のように記している【別紙 4】。「文政三年四月十六日 寂岸宗空信士 寶曆十四年八橋東町本宅ニ 享年五十六歳、能任務果シテ、竹嶋海岸ニテ永眠ス、高田屋又蔵事、喜兵衛三男、廻船業、下関住居、長州萩、石州浜田、出雲松江等御用達及び御用商人勤ム、(死去ヨリ) 昭和卅一年デー百三十七年ニナル」とある。すなわち、高田屋又蔵は、初代喜兵衛の三男で、宝暦 14 (1764) 年八橋東町の本宅の生まれで、下関で廻船業を行い、長州藩・浜田藩・松江藩の御用達、御用商人をしており、よく仕事を果たしていたが、文政 3 (1820) 年 4 月 16 日、竹島 (現在の鬱陵島) の海岸で亡くなった。享年は 56 歳であったとする。これは、父である内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (明治以降は内山喜平) から聞いた話であるとみられる。

このほか内山房太郎が記した『(伯耆国八橋郡八橋町高田屋) 略譜』によると、「明和元 (1763) 年甲申月日伯耆八橋郡八橋東町に生る。少年時代より廻船海運業によく努力、父喜兵衛を援けてゐた、兵庫行より北國行廻船の便宜上、下関出店の責任を持ち、下関方面並に萩、石州の濱田、出雲松江等の酒、塩、昆布等の御用達、父の代理をよく努力してゐた」とあり、これも父から聞いた話であるとみられる。

## (3) 伯耆高田屋、内山家の位牌での高田屋又蔵の記載

高田屋又蔵は、内山家で保管されている位牌にも記載がみられる。表には戒名「寂岸宗空信士」、裏には没年月日が「文政三年四月十六日」とあり、過去帳の記載と一致する。ただし、この位牌は、後年 1 つにまとめられたものである。

位牌には内山家初代高田屋喜兵衛の妻の祖父母 (祖父は延宝 2 (1674) 年没、祖母は寛

文 6 (1666) 年没)、そして内山家初代高田屋喜兵衛夫妻 (喜兵衛は文化 11 (1814) 年没、妻貞代は寛政 12 (1800) 年没) から、内山家第 5 代高田屋文五郎 (明治 11 (1878) 年没) と妻まで 18 名の戒名と没年月日が記されている。したがって、この位牌は、内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (内山喜平、嘉永 2 (1849) 年～大正 10 (1921) 年) の代に、これまであった位牌をもとにまとめられたと考えられる。

過去帳によると、内山家初代高田屋喜兵衛の妻の祖父母の位牌について、「総丈壺尺七寸位デ有ツタ、蓮華トタルキハ金箔クロクルシ塗、是レハ普通民間ニ仕用ノ品ニアラズ、実父家ノ為ヲ思ワズ處理シタコト遺憾ニ存ルナリ、念ノタメニ譜シオク」と記している。あわせて位牌の絵も描いている。すなわち、内山家初代高田屋喜兵衛の妻の祖父母の位牌は、普通民間で使用しない高級な位牌であったが、家の事情をよく知らなかった実父である、内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (明治以降は内山喜平) がこの位牌を処理してしまったとしている。この位牌を処理したのは、位牌を 1 つにまとめた時であったと考えられる。したがって、内山家第 6 代高田屋喜兵衛が位牌をまとめる前には、それぞれの位牌が残っていた可能性が高い。また、寺院関係者によると、過去帳や位牌が焼失した場合には、墓の記載から位牌がまとめられることが多いという。

こうしたことから、過去帳と位牌に記載されている人物、すなわち、伯耆高田屋は実在したといえる。

#### (4) 墓

内山家代々の墓は、菩提寺大経寺 (琴浦町八橋、浄土宗) 境内にあったが、昭和 46 (1971) 年に現当主の祖父 (8 代目) が現住所の松ヶ谷の墓地へ墓を移転し、「内山家累代之墓」を新設した。従来の墓所は人手に渡り、もとの墓もあるものの、他の家の墓が入ってしまった。このうち、大経寺で現存するのは、①初代高田屋喜兵衛の妻の両親、②初代高田屋喜兵衛夫妻【別紙 5】、③初代高田屋喜兵衛の四男文五郎 (墓には「高田屋文五良」と記載)【別紙 6】で、いずれも過去帳と戒名、没年月日が一致している。また、法輪寺 (琴浦町八橋、日蓮宗) 境内墓地には、3 代目高田屋助五郎の妻の墓がある【別紙 7】。八橋仲町の有力者である押本家の出で、「押本家ヨリ宗門ノ寺カワラヌ婚約ニテ娶ル」とある。いずれも過去帳と戒名、没年月日が一致している。

さらに、大教寺の史料によれば、明治 3 (1870) 年に「高田屋喜平母」と記されている。これは、内山家第 6 代高田屋喜兵衛 (内山喜平) の母を指すと考えられる。

こうしたことから、墓及び寺の史料からも伯耆高田屋の存在が確認される。

#### (5) 浜田の客船帳での高田屋の記載

島根県浜田市外ノ浦町の清水屋の『諸国御客船帳』(浜田市教育委員会所蔵)には、兵庫津の和泉屋伊兵衛に雇われていた時期の高田屋関係の帆船の記載がある。①重宝丸 寛政五 (1793) 丑三月十八日下入津被成、泉屋嘉蔵様、②辰吉丸 寛政五 (1793) 年七月七日下午入津、御蔵半紙御買被成候、泉屋喜兵衛様、③辰悦丸 寛政十 (1798) 年正月四日因幡登入津、種粕御買、十一日出船被成候、同嘉兵衛様である。

このうち、③は高田屋嘉兵衛 (明和 6 (1769) ～文政 10 (1827) 年) を指す。この年嘉兵衛は 30 歳だった。辰悦丸は、寛政 7 (1795) 年庄内で建造に着手し、翌寛政 8 (1796)

年完成したと言われている、1500石積の大船である。これは鳥取藩の因幡国からの登り入津であり、おそらく鳥取藩の米を運んでいたと考えられる。すなわち、高田屋と鳥取藩との関係が注目される。①は、高田屋嘉兵衛の直弟の嘉蔵（明和8（1771）～文政2（1819）年）を指し、高田屋の大坂店を守ったとする。そして②が、堺屋（後の高田屋）喜兵衛（元文5（1740）年～文化11（1814）年）を指している。この年喜兵衛は54歳であった。北国方面の下り入津で、「御蔵半紙」を購入したとする。「御蔵半紙」とは、浜田藩で作られ、大坂の浜田藩の蔵屋敷に送られ、商人に払い下げられた半紙を指す。すなわち、浜田藩の専売制による半紙を購入したとある。したがって、堺屋喜兵衛と浜田藩との関係が注目される。

また、清水屋の『諸国御客船帳』によると、嘉兵衛が高田屋として独立した後の高田屋嘉兵衛の帆船が、寛政13（1801）年から文政8（1825）年まで、松前への下り、登りを中心に、19隻も外ノ浦に入津していることが確認できる。下り入津では酒を売っていることが注目される。これは灘五郷の酒であるとみられる。すなわち、嘉兵衛が高田屋として独立した後も、高田屋は浜田と深く関係していたことが注目される。

さらに、浜田市長浜町の『諸国御客船帳』（コピー、浜田市浜田郷土資料館所蔵）にも、兵庫津の和泉屋伊兵衛に雇われていた時期の高田屋嘉兵衛関係の帆船3隻の記載がある。①重宝丸 和泉屋嘉蔵様、②萬神丸（和泉屋）嘉兵衛様、③和光丸 半五郎様である。①は、嘉兵衛の直弟の嘉蔵、②は嘉兵衛を指す。また、嘉兵衛が高田屋として独立した後の高田屋嘉兵衛の帆船が8隻も記載されている。他の客船帳などの史料の記載から、これらの帆船は文化2（1805）年から、高田屋が關所処分を受ける、天保4（1833）年までの間に廻航していたとみられる。8隻のうち、憂久丸（浮久丸）、重宝丸、憂吉丸（浮吉丸）、憂悦丸（浮悦丸）、憂木丸（浮木丸）、正直丸の6隻は、文政9（1826）年、箱館にいた高田屋2代目金兵衛（嘉兵衛の三弟）が伊勢の皇大神宮で安全を祈願した、高田屋の手船である。また、憂悦丸（浮悦丸、1351石積）と廣運丸（1285石積）は、天保4（1833）年高田屋金兵衛が關所処分を受け、財産没収の際に、箱館で公売された手船12艘のなかにみられる。このように、浜田では、外ノ浦だけでなく、長浜浦でも、高田屋関係の帆船が入津していたこと、高田屋の独立前には、和泉屋伊兵衛に雇われていた堺屋喜兵衛と、嘉兵衛・嘉蔵の帆船が入津し、独立後も、高田屋嘉兵衛の帆船が入津していたことが確認できる。それほど高田屋は浜田藩との関係が深かったことが注目される。

#### (6) 日野郡の鉄の輸送と高田屋

『鳥取県史第4巻』（近世・社会経済）によると、次のような記載がみられる。「文化一三年（一八一六）藩と日野郡鉄山師とによる、いわゆる江戸鉄趣向が始まると、日野郡産鉄は各鉄山師が米子まで鉄を出荷し、それを山元締役がとりまとめ船積みにして兵庫津の世話役高田屋嘉蔵へ送り、さらに船を積みかえて江戸廻船問屋中西佐五左衛門のところに送ることになっている。（近藤孝四郎家文書）このときの廻船は米子から兵庫へ場合は領内船が多く用いられ、天保ごろの例では、その上積みとして綿・木綿がのせられたかと推察される。（「融通会所諸事控」）」とある。鳥取藩では、寛政12（1800）年以降、製鉄業の不振を理由として、事実上鉄の生産・流通の専売制、藩営化による統制が行われた。文化13（1816）年の「江戸廻鉄趣向」の実施により、鳥取藩の鉄の流通統制が本格化した

といわれる。なお、近藤孝四郎家文書とは、日野町根雨の大鉄山師近藤家の文書である。

日野郡の鉄が米子から兵庫津まで輸送される際の世話役が兵庫津の高田屋嘉蔵であったことは注目される。高田屋嘉蔵は、浜田の客船帳でも記されていた、嘉兵衛の直弟である。これは、高田屋と鳥取藩との関係が非常に深かったことを示していると考えられる。

内山房太郎が記した『伯耆国八橋郡八橋高田屋家系譜うつし』によると、喜兵衛の項目で、「天明五（1785）年嘉蔵は兵庫の西出町に出て、堺屋喜兵衛に身を寄、下関樽廻船の水主となり、喜兵衛の懇切指導に努力してゐる」とある。また、先に述べたように、浜田の客船帳によると、当時和泉屋伊兵衛に雇われていた堺屋喜兵衛が、嘉兵衛・嘉蔵とともに、寛政期に兵庫津から浜田の外ノ浦へ入津していたこと、嘉兵衛は因幡国から兵庫への登り入津であったことから、喜兵衛だけでなく、嘉兵衛も嘉蔵も下関経由で、山陰地方を廻航していたことが確認できる。こうした関係から、鳥取藩のなかの日野郡産の鉄の江戸移出に際して、高田屋嘉蔵が協力したことも自然の流れではないかと考えられる。したがって、鳥取藩と高田屋嘉兵衛との関係も、姻族の堺屋（高田屋）喜兵衛の助力なしには構築できなかったと考えられる。すなわち、伯耆高田屋は高田屋嘉兵衛の経営をサポートしていたと考えられる。

#### (7) 高田屋嘉兵衛が箱館から郷里淡路に帰る際に作成された「高田屋経営の定書」

函館の高田屋嘉兵衛の研究者であった須藤隆仙『高田屋嘉兵衛伝』（国書刊行会、1989年）によると、次のような記載がある。「文政元年、嘉兵衛が病氣静養のため箱館から郷里へ帰るさい、扱扱・根室・幌泉の三場所、箱館店・兵庫店・大坂店・江戸店などの、いわゆる営業財産を今後どのように運営するかを協議したもので、「定め十二カ条」を条文化し、「右の趣三人評議の上取定め置き候上は、後日に如何様の儀これ有り候共、其の人々気儘に取計い申し間敷、依て承知連印仕候処件の如し」（筆者読み下し）とし、高田屋弥吉、高田屋嘉十郎、高田屋金兵衛、三名の署名捺印がある。日付は文政元年九月となっている。さらに「前書の趣箱館に於て承知仕候に付き証奥印仕候」として、高田彦助の署名印がある。定めの内容は前記三場所の所有権は最終的には兵庫本店にある、場所利益中より積金し一〇〇両を淡路本家にやる、兵庫本家（本店）用にも積金する、神・仏事などは淡路本家とする、造船は五年見合わせ造り替えは三人で相談する、金銭貸借は三年で相談する、箱館店は金兵衛個人のものではない、といったようなもので、まあ当然の条文だが、（略）つまりこの三人は、嘉兵衛の子の代表、嘉兵衛の兄弟の代表、箱館の責任者（金兵衛）なのであって、（略）高田彦助については、姻族の伯耆（鳥取県）高田屋の人といい、かつて太田彦助と称して蝦夷勤務したと伝える書もあるが、北海道の資料では、太田彦助と高田彦助は別人である（「嘉兵衛の勉強ぶり」註参照）。」

これは、文政元（1818）年高田屋嘉兵衛が箱館から郷里淡路に帰る際に作成された「高田屋経営の定書」である。嘉兵衛、金兵衛の子孫にあたる高田嘉七氏が運営していた、函館市の北方歴史資料館に収蔵されていた。代表者3名の連署となっており、弥吉は、嘉兵衛の長男で、嘉兵衛から勘当されていたものの、筆頭にあることから、勘当は解けており、高田屋経営陣の首脳に入っていた。嘉十郎は、嘉兵衛の五弟で、兄弟では当時39歳で当時働ける若い人材であったため選ばれた。金兵衛は、嘉兵衛の三弟（43歳）で、箱館店の責任者であったので、加えるのは当然であったとされる。ここで重要であるのは、この

定書の証人として、署名押印したのが、伯耆高田屋初代喜兵衛の長男彦助（宝暦9（1759）～文政3（1820）年）であったのである。伯耆高田屋の初代喜兵衛は文化11（1814）年に八橋本宅において75歳で亡くなっていた。彦助も文政3（1820）年には62歳で八橋本宅にて亡くなった。高田屋嘉兵衛の店の経営の定書に、姻族にあたる伯耆高田屋の高田屋彦助が、晩年箱館に渡り、高田屋経営の定書に証人として、署名捺印したこと自体、高田屋と伯耆高田屋との関係を端的に示しているといえる。

#### (8) 内山房太郎による高田屋又蔵の記載とその分析

先に引用した、内山房太郎が記した『（伯耆国八橋郡八橋町高田屋）略譜』によれば、後半部分には、文献に基づき記載がみられる。「文政二年撰州兵庫浦高田屋石州浜田竹嶋一件と譜した関所（正しくは闕所）の真相（関所（正しくは闕所）目録）（昔日叢書）の中の収録の一部、高田屋又蔵が濱田藩士数名と通謀して、米十九億八千石余を唐船と朝鮮國の竹島へ送り、大々的に密貿易云々件は、密告真偽正、幕府が騒いだ為であったので、船は榮徳丸で船頭は重蔵で、水先を努めてみたので、恐怖の余り同島に八月程閉船され、文政三年四月十六日、同島海岸で寂泊、竹島の件は嘉兵衛在世の時後日疑ひ晴れたので有つた」とある。

まず、『昔日叢書 石州浜田竹嶋一件』は、物集高見『廣文庫 第12冊』（廣文庫刊行会、大正6（1917）年9月）のうち「高田屋嘉兵衛」の項目の「高田屋の身代」で引用されている【別紙8】。「撰州兵庫浦高田屋又蔵、天保四年八月より、米拾九億八千石余、但唐船にて積み送り候由、有金八百二十七万八千両余、土蔵三百七拾箇所、内百三十箇所唐物入置、居宅間口九拾七間、奥行二百七十一間、有米三拾九億壹万石余、此米四斗俵に直ほし、九十九億壹万俵余、右朝鮮國竹島へ通路いたし候由、八月十五日井上河内様御吟味有之よし、申八月廿九日御掛り大久保加賀守様へ左之通り御届書差出し（略）」とある。

まず、そもそもこの事件は文政2（1819）年ではなく、天保4（1833）年とある。また、天保4（1833）年には、高田屋金兵衛（嘉兵衛の三弟）の闕所処分があった。これは天保2（1831）年5月高田屋の雇船榮徳丸（船頭は重蔵）が、蝦夷地の様似沖でロシア船と密貿易をした嫌疑をかけられたものである。箱館・兵庫・大阪・江戸、ならびに択捉・根室・幌泉の請負場所の土地、財産等が競売に付せられた。ただし、史料に挙げられた数値は実際のものとは大きくかけ離れたものである。後者は、8月29日に松平周防守が老中大久保加賀守に出した御届書とあるが、松平周防守及びその家来の大谷作兵衛、村井荻右衛門等は、浜田藩主及びその家臣であり、これは、天保7（1834）年、浜田藩も関与し、今津屋八右衛門が朝鮮領の竹島（現在の鬱陵島）へ渡海したことにより、関係者が処分された「天保竹島一件」を指す。内容には間違いがみられるが、結局、この事件では、天保7（1836）年6月大坂町奉行により関係者は捕らえられ、同年12月に幕府から処分が言い渡された。

このように、内山房太郎が引用した文献『昔日叢書 石州浜田竹嶋一件』は、天保4（1833）年の高田屋金兵衛（嘉兵衛の三弟）の闕所処分と、浜田藩が竹島（現在の鬱陵島）へ渡海したことにより、天保7（1836）年に処分された「天保竹島一件」とを混同したものであり、史実ではない。これは該当文献に「高田屋又蔵」の名前があったことから、文献を無批判に引用したことによる間違いであるといえる。

しかしながら、昨年10月に島根県竹島資料室で報道発表を行った、浜田藩の儒学者で、

浜田藩の藩校長善館の教官であった中川顛允(あきすけ)、(宝暦 11 (1761) ~ 天保 4 (1833)) が記した、文政 3 (1820) 年 10 月の自序の石見国の地誌『石見外記』所収の地図「大御國環海私圖」(おおみくにかんかいしず)【別紙 9】には、摂津国兵庫湊の高田屋嘉兵衛の廻船が蝦夷地へ向かう際に、竹島(現在の鬱陵島)と松島(現在竹島)の間を通ったことが記されている。さらに、日本海の航海の案内書・手引書にあたる、海上保安庁刊行の『本州北西岸水路誌』(2017 年 3 月刊行)によると、「日本海の海流模式図」が掲載されており、対馬暖流は 3 つの分枝がある【別紙 10】。このうち第一分枝は、対馬海峡の東水道を通過し、おおむね本州の北西岸に沿って岸近くを北上している。第二分枝、第三分枝は、対馬海峡の西水道を通過し、その後朝鮮半島東岸に沿って北上し、鬱陵島付近で二分する。第二分枝は、東に向かい、蛇行しながら、竹島、隠岐諸島沖、能登半島沖、佐渡島沖と本州北西岸の沖合を北東方向へ流れる。第三分枝は、さらに北上し、北緯 40 度線付近まで達して、やがて東に向かい、蛇行しながら、大和堆付近を通過して、男鹿半島の入道崎沖で、第一分枝、第二分枝と合流し、その大半は津軽海峡から太平洋に流出するとある。すなわち、対馬暖流のうち、第二分枝が『石見外記』の記載と符合すると考えられる。こうしたことから、下関で廻船業を行い、山陰地方と交易をしていたとされる、高田屋又蔵が、下関から日本海の竹島と松島の間を通った際に、竹島海岸で亡くなった可能性は十分に考えられる。

なお、山陰地方での密貿易については、例えば、天保 10 (1839) 年 10 月、老中水野忠邦から勘定奉行明楽茂村に下された幕府調査の内容概略に具体的に記されている。「唐物は長崎を窓口として入荷するはずであるが、近年は異国人と海上にて密交易をしている。おそらく薩州商人によって沖売りというものが増えなされているのであろう。唐物薬種をはじめ、諸品を積込、廻船いたし米・金と密交易するのである。九州筋では長州の赤間関を拠点に、その後北国筋へ向かい、石州浜田や雲州等でも少々密交易をしている。能登輪島は薬品や琉球朱を朱塗細工物に必要としている。」(史料の出典は、新潟市立郷土資料館(現在は新潟市歴史博物館)所蔵「新潟町会所文書」。徳永和喜「薩摩藩の琉球口支配と天保の改革―越後国村松浜薩州船遭難事件をめぐって―」、尚古集成館紀要第 7 号、1994 年)とあり、薩摩商人によって、下関を拠点に、北国筋(日本海方面)へ向かい、浜田、出雲国、能登輪島等で少々密貿易がなされているというものである。

このほか、石見国に関連した抜荷が、享保 2 (1723) 年波根東村(大田市)での唐物抜荷、文政 5 (1822) 年の後地村尾浜浦(江津市)での薩州船の難破、文政 11 (1828) 年郷田村(江津市)での越中船での破船、天保 11 (1840) 年新潟での石州船の唐物売荷、天保 13 (1842) 年の都野津浦(江津市)の船の唐物抜荷等の記録が残っており、日本海を流通拠点とする国々において唐物抜荷は通常的に行われていたという(森須和男「浜田藩の密貿易 八右衛門事件とは(3)」、山陰の経済 165 号、1999 年。同『八右衛門とその時代―今津屋八右衛門の竹嶋一件と近世海運―』、浜田市教育委員会、2002 年)。こうした密貿易に高田屋が関与していたかどうかは現時点では明らかではない。

#### (9) おわりに

伯耆高田屋のうち、初代喜兵衛の三男又蔵が竹島(現在の鬱陵島)で亡くなったことについて、伯耆高田屋の子孫の内山家、菩提寺大経寺、地元関係者など鳥取県琴浦町、そし

て高田屋喜兵衛の出身地である洲本市五色町等での現地調査を通じて、裏付け調査を実施したところ、『昔日叢書』といった別の文献を引用した箇所については、天保 4（1833）年の高田屋金兵衛關所処分と天保 7（1836）年の「天保の竹島一件」とを明らかに混同しており、文献を無批判に引用したことによる間違いであることが判明したが、過去帳、位牌、墓のほか、浜田、鳥取県日野町、函館の高田家の史料などから、伯耆高田屋の存在が改めて確認できること、高田屋嘉兵衛の独立前も独立後も、浜田藩や鳥取藩など山陰地方と交易を行っていたこと、高田屋嘉兵衛が箱館から郷里の淡路に帰る際に作成された「高田屋経営の定書」では証人として、伯耆高田屋 2 代目の高田屋彦助が署名捺印していることなどから、伯耆高田屋は、高田屋嘉兵衛の経営をサポートしていたことが確認できた。

また、石見外記の記載、すなわち、高田屋嘉兵衛の帆船が下関から日本海に出て、竹島（現在の鬱陵島）、松島（現在の竹島）の近くを通ったことが記載されていることから、下関に拠点を置き、日本海に出て、山陰地方で廻船業を行っていたとされる初代高田屋喜兵衛の三男又蔵も、高田屋嘉兵衛の経営をサポートするため、竹島と松島との間を通った可能性が高く、その過程で竹島海岸で亡くなったと考えられる。

こうしたことから、『石見外記』の事例と同様に、今回の事例は、北前船の船頭は竹島、松島を異国として認識しておらず、特に、松島（現在の竹島）については、異国とか、朝鮮領である認識すらもなかった。当時松島を日本領として認識しているからこそ、竹島と松島との間を通る航路を帆船が通っていたのである。すなわち、今回の成果は、『石見外記』とともに、松島（現在の竹島）が広く日本領と認識されていたことを示しており、竹島がわが国固有の領土であることを補強するものであるといえる。

なお、密貿易への関与自体については、そもそも密貿易を記した史料が少なく、高田屋が密貿易に関与したという直接的な史料はないものの、同時期に山陰地方でも密貿易があったことは確認されているので、これについては今後の課題としたい。

## 5. その他

今回の研究成果は、1 月 28 日、日本国際問題研究所のホームページで公開する予定である。伯耆高田屋の子孫にあたる内山房太郎が昭和 33（1958）年に伯耆高田屋の来歴をまとめた『和田姓堺屋喜兵衛実伝記』は、文献の引用など多少の間違いはあるものの、高田屋嘉兵衛や伯耆高田屋の歴史だけでなく、当時の日本海の流通や竹島の存在を知る上で重要な文献であるため、今後復刻版の作成を検討している。